

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドン・キホーテ天理店

所在地 天理市田井庄町四七〇番一ほか四筆

二 天理市から聴取した意見の概要

1 まちづくり計画課

関係各課と締結している本市開発指導要綱に基づく開発事前協議事項並びに都市計画法、大規模小売店舗立地法等の関係法令を遵守すること。

2 監理課

天理市開発指導要綱第四条に基づき行った事前協議における協議事項を遵守すること。

3 産業振興課

大規模小売店舗立地法を遵守すること。

4 環境政策課

事業開始に伴い、騒音規制法、振動規制法による特定施設を設置する場合は、三十日前までに市環境政策課に届け出ること。

また、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を未然に防止し、並びに日照及び電波の障害を防止するため万全を期すること。

また、廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。

また、深夜営業について、奈良県生活環境保全条例（深夜における騒音の禁止）の規制（深夜騒音に係る規制基準）を厳守すること。

なお、近隣地域住民から苦情等の申し出があった場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもって解決すること。

5 地域安全課

来店及び退店については左折IN、左折OUTでの来店、退店を厳格に守り、立哨の交通整備員を配置し、要所に立て看板を設置し、交通安全対策、通行障害対策

に万全を期すること。

また、来店予想者数に見合う十分な駐車、駐輪スペースを確保すること。

また、近隣店舗及びマンション等の駐車場を使わないようにすること。

なお、二十四時間営業の為、未成年者の教育上、深夜の入店等について制限すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十七年十二月十一日から平成二十八年一月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで